

尾張旭市監査公表第24号

令和8年3月3日付け尾張旭市監査公表第5号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年3月31日付け7生第218号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

教育委員会生涯学習課

監査の指摘事項	措置状況
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、公民館講座参加料について、調定を決議することなく、令和7年5月26日に納入の通知をしていた。その後、調定を決議していないことに気が付き、同年11月26日に調定を決議していた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>当該業務に関して、課内で業務手順を再確認した。</p> <p>今後、市の歳入を収入するときは、収入額が確定次第、速やかに調定の決議を行い収入するよう手順を修正した。</p>
<p>市長は、法第243条の2の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として指定するもの（以下「指定公金事務取扱者」という。）に公金事務を委託することができ、委託したときは、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。</p> <p>同課は、中央公民館及び各地区公民館の使用料の収納事務の指定公金事務取扱者への委託（委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）について、令和7年4月1日付けで起案・決裁し、同日</p>	<p>当該業務に関して、課内で業務手順を再確認した。</p> <p>再発防止のため、決裁データを保存するフォルダに、決裁後速やかに告示をする旨のメモを作成し、誰でも確認できるようにした。</p>

<p>以降、委託していたにもかかわらず、同月18日に同条の告示をしていた。 事務処理を適切に実施されたい。</p>	
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条第3号の規定により、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>同課は、中央公民館会議室プラグコンセント等修繕について、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿（同号の資格を有する者を一覧化したもの）に登載されていないにもかかわらず、同号に該当するものとして、契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p> <p>なお、同課における契約保証金の免除については、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして教育長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知を図った。</p> <p>次年度以降の契約において、尾張旭市入札参加資格者名簿の確認を徹底し、契約規則に沿った事務を適切に行う。</p>
<p>どうだん亭施設管理業務委託（開館及び閉館、使用についての案内、鍵の保管、予約管理、使用者の許可書の確認、利用状況の報告等を業務内容としたもの）の契約締結伺いでは、何ら理由を示して何うことのないまま、契約規則第32条第8号（前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき）に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。一方、施行した契約書を見ると、当該契約が個人を相手方とするものであるにもかかわらず、同条第7号（国、地方公</p>	<p>指摘事項について、来年度用のデータ修正を行うとともに、契約書等の作成時に改めて確認を行い再発防止に努める。</p>

<p>共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき)により契約保証金を免除していた。</p> <p>また、どうだん亭施設管理業務委託(清掃、庭木への散水、開館及び閉館等を業務内容としたもの)の契約締結伺いでは、同条第7号に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。一方、施行した契約書を見ると、何ら理由を示して伺うことのないまま、同条第8号により契約保証金を免除していた。</p> <p>この点、施行伺い時と契約時に契約保証金免除の適用条文を異なったものとすることや、契約の相手方が適用しようとする同条各号に明らかに該当しない又は該当するかの検討がないにもかかわらず、契約保証金を免除することは、本契約に係る事務が著しく不適切であるといえる。</p> <p>契約の保証の事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができ(法第238条の4第7項)、本市では、尾張旭市公有財産管理規則(昭和60年尾張旭市規則第7号。以下「公有財産管理規則」という。)第15条各号のいずれかに該当する場合に限られている。</p> <p>同課は、民間企業による尾張旭市どうだん亭に係る行政財産の目的外使用申請について、同条第5号(国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき)に該当するとして許可していた。</p> <p>行政財産目的外使用の許可に係る事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、行政財産目的外使用許可の都度、尾張旭市公有財産管理規則の条項を確認し、適切に事務処理を行う。</p>
<p>契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるお</p>	<p>指摘事項について、契約を締結する際に、契約保証金免除の条項を確認し、適切に事務処理を行う。なお、契約規則第32</p>

<p>それがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。</p> <p>同課は、令和7年度民具分類整理及び展示事業の契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>条第8号の規定により免除する場合は、理由を示して伺うこととする。</p>
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、白山林の戦い伝承地記念碑等の建立除幕式開催委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>また、契約の相手方は令和7年8月29日付けで請書を提出したが、それは、同年9月1日付けで変更した同者の社名によるものであるにもかかわらず、市は、それを受領していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、見積書提出依頼時に押印が必要である旨を周知するとともに、受け取った際に、押印漏れがないか再度確認を行い、適切に事務処理を行う。</p> <p>また、請書を受け取った際に、事業者名等の誤りがないか再度確認を行い、適切に事務処理を行う。</p>
<p>契約規則第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>同課は、尾張旭市棒の手保存育成事業委託、尾張旭市馬の塔保存育成事業委託及び文化振興事業業務委託に係る契約保証金の免除について、決裁では同条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）の規定によることとしていたにもかかわらず、実際の契約では同条第7号（国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）の規定によることとし、締結していた。</p>	<p>指摘事項について、来年度用のデータ修正を行うとともに、契約書等の作成時に改めて確認を行い再発防止に努める。</p>

<p>契約事務を適切に実施されたい。</p> <p>公有財産管理規則第15条により、同条第1号から第8号までに定めるもののほか、市長が相当の理由があると認めるときは、行政財産目的外使用の許可をすることができる（同条第9号）。</p> <p>同課は、中央公民館のロッカーに係る行政財産の目的外使用について、何ら理由を示して伺うことのないまま、市長が相当の理由があると認めるときに当たるとして同号の規定により許可を行っていた。</p> <p>行政財産目的外使用の許可に係る事務を適切に実施されたい。</p>	<p>当該業務に関して、課内で許可基準を再確認した。</p> <p>今後は、公有財産管理規則に沿った事務を行い、適切な号の規定又は理由を示した上で事務を行う。</p> <p>なお、ロッカー使用料については、令和8年度から、行政財産目的外使用料から公民館使用料へ組み替えるよう、条例及び規則を改正した。</p>
<p>同課における令和6年12月から令和7年11月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、文化関連研究協力者謝礼用として令和7年2月に図書カード(1,000円)を10枚購入し受入れの上、令和7年度に繰り越していた。なお、その後、令和7年11月末までの使用枚数は2枚であった。</p> <p>同様に、講座講師等返信用切手として、令和7年2月に140円切手を30枚、26円切手を27枚、20円切手を66枚、16円切手を72枚購入し受け入れたにもかかわらず、令和6年度中には一部しか使用せず、購入枚数とほぼ同枚数を令和7年度に繰り越していたが、その後、11月末までに全く使用していなかった。</p> <p>会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。</p> <p>郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。</p>	<p>今後、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とする。</p>